

金沢の食文化の継承及び振興に関する条例が施行されました

平成25年10月1日施行

金沢の 食文化の奨励

郷土の清酒等での乾杯、
金沢の食を味わうなど、
金沢の食文化を普及
させていきましょう

市民の皆様へ

金沢の食文化について
理解と関心を深めましょう
金沢の食を味わいましょう

事業者の方々へ

金沢の食文化についての
知識や技術などの継承と向上
発展に取り組みましょう

この条例は、金沢の食文化の継承及び振興を図るための事項を定めることにより、金沢の食文化の持続的な発展に寄与することを目的とする条例です。

「金沢の食文化」とは

金沢の食及びこれに係る調理法、食器、作法、しつらえ、料亭等に関する金沢固有の文化のことです。

「金沢の食」とは

加賀野菜その他の農作物、海産物等の食材、清酒、茶、菓子及び調味料で本市において生産、加工等をされたもの並びにこれらを利用した加賀料理、じわもん（地物）料理等の料理のことです。



金沢の食文化の継承及び振興に関する条例

(目的)

- 第1条 この条例は、藩政時代から培われ、市民の食習慣として生活に深く溶け込み、特有の発展を
続けてきた金沢の食文化の継承及び振興について、市民、事業者及び市の役割を明らかに
するとともに、金沢の食文化の継承及び振興を図るための事項を定めることにより、金沢の食
文化の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

- 第2条 この条例において「金沢の食」とは、加賀野菜その他の農産物、海産物等の食材、清酒、茶、菓子及び調味料で本市において生産、加工等をされたもの並びにこれらを利用した加賀料理、じわもん料理等の料理をいう。

2 この条例において「金沢の食文化」とは、金沢の食及びこれに係る調理法、食器、作法、しつらえ、料亭等に関する金沢固有の文化をいう。

(市民の役割)

- 第3条 市民は、金沢の食文化について理解と関心を深めるとともに、金沢の食を食し、用いるなどの普及に配慮するものとする。

(事業者の役割)

- 第4条 金沢の食文化に関わる事業者(以下「関連事業者」という。)は、金沢の食文化に係る知識、技術、技能等の継承及び向上発展に主体的に取り組むとともに、その取組に当たっては、本市及び他の関連事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

- 第5条 市は、金沢の食文化の普及に係る事業、教育等その継承及び振興に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(金沢の食文化の奨励)

- 第6条 市民、事業者及び市は、会食を伴う集会等における郷土の清酒等による乾杯その他の金沢の食の利用及び金沢の食文化の普及に配慮するものとする。

(情報発信)

- 第7条 関連事業者及び市は、金沢の食文化に関する情報の発信に努めるものとする。

(委任)

- 第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

●お問い合わせは _____

金沢市 経済局 商業振興課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

Tel:076(220)2193 Fax:076(260)7191

E-mail: syougyou@city.kanazawa.lg.jp

